

国際建築研究交流基金規程

理 事 会 承 認

平成24年1月26日

(名 称)

第1条 名称を「国際建築研究交流基金」（以下「基金」という。）と称し、一般社団法人建築研究振興協会（以下「協会」という。）に置く。

(目 的)

第2条 基金は、建築（住宅・都市を含む）に関する研究の国際交流を推進するための諸活動に対し、経済的援助を行うことにより、我が国はもとより世界の建築に関する研究の進歩、発展に寄与することを目的とする。

(資 金)

第3条 基金は、趣旨に賛同する個人または法人からの拠出をもって充当する。

(事 業)

第4条 基金は、下記の国際交流事業等に必要な費用の援助に充当する。

- (1) 建築に関する国際会議、セミナー等、国内外の諸事業への研究者等の派遣及び受け入れ
- (2) 地震等国内外の自然災害の調査のための調査員の派遣
- (3) 建築に関する国際会議、セミナー等の諸事業の開催
- (4) 建築関係の研究成果等の国際交流を目的とした出版物の翻訳、編集、刊行、広報活動
- (5) 留学生の派遣及び受け入れ
- (6) 海外の研究者・建築家・科学者の招聘
- (7) その他 国際交流の促進に必要と認められる事業

(管 理)

第5条 基金は、協会が管理する。

(運 営)

第6条 基金の適正な運営を行うため、「基金運営委員会」を設置する。

- 2 基金の運営に関する規則は会長が別に定める。

(事務局)

第7条 基金の事務局は、協会内に置く。

附則 この規程は、平成24年4月1日から適用する。